

議事要旨

会合名：第2回 モデル取引・契約書見直し検討部会

日時：2019年9月2日（月）16:00～18:00

討議内容：

1. 検討状況の確認について

(1) 民法改正対応モデル契約見直し検討WG(WG1)の状況報告

WG1の検討状況、計画等についてWG1主査・専門委員からの報告と新たに設置するセキュリティ検討PTの説明、及びIPAで実施したセキュリティ関連調査報告（速報）を紹介し、以下の議論があった。

- 議事録を見ると契約不適合責任の存続期間についての議論が激しく、平行線になる可能性もある。なお、売買の規定ではあるが、商法526条には事業者間では受領後6ヶ月という期間設定のルールもあり、契約不適合責任としても引き継がれている。モデル契約が、存続期間の条項を一本化できない場合は、（選択条項はよくないという議論はあるが、）選択条項にせざるを得ない。ただし、その選択条項とする理由をきちんと書いていく必要がある。
- システムの性質により存続期間が異なる（OSを20年サポートするベンダもある一方で、Webのシステムは1年で更新することもある）。その中でモデル契約において存続期間を12か月と固定するのは違和感がある。システムの性質に応じて存続期間は交渉されるべき。
- モデル契約見直しとセキュリティ検討のまとめ方がよく分からない。
→セキュリティに関して何が契約不適合なのか、何を対処しなければいけないのか合意ができていない。それを固めるのがセキュリティ検討PTであり、コミュニケーションの前提としてセキュリティ対策に関する情報提供を行う。
- 改正民法では不適合を知ってから1年以内の通知で、時効前ならいつでも請求できる。請求期間が延びることにより、もっと早く言ってくれば素早く低コストで対応できたのに、というケースが多くなることを懸念。現行モデル契約はユーザに早く気づきを与える効果もあるので、改正民法に合わせて無くしてよいかという問題意識がベンダにある。ベンダは早期安定稼働のために、どのような条項が設定できるかに関心がある。
- 契約したものを提供する義務はベンダにあるが、それが提供されているか確認する義務はユーザにある（テスト・検収）。何年もたって発生した障害の責任を取れ、というのはあまりしっくりこない。モデル契約が、ユーザとベンダの間でリスクを最小化するための気づきを与えるものであればよい。選択肢を提示して両者に気づきを与えるものにしたらよい。

(2) DX対応モデル契約見直し検討WG(WG2)の状況報告

WG2の検討状況、計画等についてWG2主査・専門委員より報告し、以下の議論があった。

- （契約類型に直結するが、）モデル契約ではどのようなゴール設定、目的設定が前提か？
→請負契約の対象となるものではなく、もっと抽象的なものと想定。今の見直し検討の中では請負契約は難しく、準委任契約を前提と考えている。
- 全体のプロセスの中でリファクタリングは別という位置付けか？
→準委任契約前提だとリファクタリングは契約書本体には出てこない。これからの議論。
- 丸投げがユーザにとってどこが悪いのか理解してもらうため、前提条件に追記するとよいのではないか。また連絡協議会として行動する場合何が必要かも記載してもらいたい。
- IPAの公開資料「アジャイル開発の進め方」はガイドラインとしてそのまま使えるのではないかと。今後議論したい。
- アジャイル契約の本質はユーザとベンダの双方がよいものを作ることだが、インセンティブが働くように、報酬だけでなく、それを促進するためのもの（協力関係、提供情報等）がモデル契約に入るとよい。

以上